

# 一般社団法人若松ゴルフ倶楽部 ゴルフ場利用約款

## (約款の適用)

第1条 当倶楽部を利用される方(会員、外来者を問わず)は、当倶楽部定款、細則等による外、本約款に従って御利用戴きます。

## (利用契約の成立)

第2条 当倶楽部に於てプレーしようとする方は当日フロントにて所定の名簿に署名して下さい。それにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

## (利用の申込み)

第3条 プレーの申込みは当倶楽部内規「予約申込み要領」に依ります。

## (利用の拒絶)

第4条 当倶楽部は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ビジターについては会員の同伴又は所定のビジター紹介がないとき
3. 天災その他止むを得ない事情によりクローズするとき
4. 暴力団(集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行なうおそれがある団体)の構成員及び暴力団と関係があると認められる者並びに公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行なうおそれがあると認められる者が当倶楽部の施設を利用しようとするとき
5. その他の理由により当倶楽部を利用されることが好ましくない事由があるとき

## (休業日、開場時間)

第5条 当倶楽部の休業日と開場時間は当倶楽部の定めるところによります。但し、臨時的による外、本約款に従って御利用戴きます。変更することがあります。

## (利用継続の拒絶)

第6条 当倶楽部は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
2. 当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき
3. 天災その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき
4. その他本約款に違反したとき

## (貴重品保管)

第7条 金銭その他高価品については当倶楽部備え付のフリーボックス(貴重品ロッカー)をご利用いただくことといたします。

## (携帯品、自動車)

第8条 携帯品や駐車場盗難、滅失、毀損等一切の事故について当倶楽部は責任を負いません。

## (ティ・グラウンドにおける素振り)

第9条 素振りはティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。プレーヤーはみだりにティ・グラウンドに立ち入らないで下さい。

## (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

## (飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離で判断して先行組に打込まないように打球して下さい。

## (キャディ及びフォアキャディの合図)

第12条 キャディ及びフォアキャディの合図は先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## (打者の前に出ないこと)

第13条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対出ないで下さい。

## (隣接ホールへの打込み)

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図して邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

## (退避)

第15条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第16条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第17条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第18条 コース内やクラブハウス内での火気は所定の場所以外では厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第19条 利用者が第9、10、11、12、14の各条に違反し第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第9、10、13、15、16、17、の各条に違反し自ら傷害等の被害を受けた場合は、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第20条 利用者がプレーを終了した場合はクラブ及び所持品を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認書にサイン後はクラブ及び所持品の不足、瑕疵等について当倶楽部は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第21条 利用者の故意又は過失により、当倶楽部の施設に損害を与えた場合はその損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第22条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲、刀剣類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第23条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可ある場合は除く）
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可ある場合は除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

(同伴又は紹介した会員の責任)

第24条 同伴又は紹介した会員は、被同伴及び被紹介者の当倶楽部における総ての行為について連帯して責任を負うものとします。

附 則

この約款は平成12年5月28日から実施いたします。